

査読研究ノート

華北農村における階級区分の実態について ——経済的基準の運用実態の検討を中心に(1948～1950年代初期)

中井 明*

要旨

本稿では、1948年から1950年代初期の華北農村の階級区分工作の実態を対象に政策浸透について考える。階級区分とは、中国共産党が農村に持ち込んだ、敵と味方を区別するための概念である。中共は農村で土地改革を円滑に進めるために階級区分を行い、農民一人一人に地主、富農、富裕中農、中農、貧農、雇農などの階級成分を付与した。階級成分は身分や地位のようなものであり、政治的にも経済的にも農民の運命を大きく左右するものだった。階級成分は、生産手段の所有の程度（農村では主に土地）、搾取率（1年の総収入のうち地代をとるなど労働せずに得る収入の割合）、労働の有無などの経済的基準に基づいて区分された。先行研究では、経済的基準を使って階級区分が実際にどう行われたかが長く関心を持たれ議論されてきた。本稿では、経済的基準の運用実態を中心に階級区分工作の過程を検証し直す。中共の政策手法における現実的な側面を補う。

キーワード

階級区分、土地改革、階級成分、経済的基準、華北農村、搾取率、雇用労働、土地

はじめに

1. 本稿の関心、問題設定

本稿は、1948年から1950年代初期の華北農村の階級区分工作の実態を対象に政策浸透について考える¹。階級区分とは、中国共産党（以下中共と略記）が農村に持ち込んだ概念である。中共は農村で土地改革を行った。農民を説得して立ち上がらせ闘争させ、土地を多く所有する者から没収し、土地のない農民に分配した。この過程を円滑に進めるため中共は階級区分を行い、農民一人一人に地主、富農、富裕中農、中農、貧農、雇農などの階級成分（成分とも言う）を付与した²。各階級成分は、地主成分、富農成分、富裕中農成分、中農成分、貧農成分、雇農成分と言う時もあった。階級成分は身分や地位のようなものであり次の意味を持った。まず、階級成分は、政治的に敵と味方を区別する指標だった。地主や富農は階級敵として闘争する対象

* 執筆者：中井明

所属/職位：京都薬科大学/非常勤講師

連絡先：〒607-8414 京都市山科区御陵中内町5

E-mail：naka_aki57575757@yahoo.co.jp

とされ、中農は団結する対象とされ、貧農や雇農は中共が依拠する対象とされた。また、階級成分は土地改革の指標だった。地主は土地財産を没収され、富農は余分の財産を没収され、中農は土地財産を維持され、貧農や雇農は土地財産を分配されるとされた。

階級区分は、生産手段の所有の程度（農村では主に土地）、搾取率（1年の総収入のうち地代をとるなど労働せずに得る収入の割合）、労働の有無など整備された経済的基準に基づいて行われた。経済的基準を使って階級区分が実際にどう行われたかは、先行研究の中で長く関心を持たれ議論されてきた。先行研究では、農民や村幹部が経済的基準を恣意的に使用して階級区分を行ったと見たり、経済的基準を使用したか、それ以外の要素が強く働いたと見たものもある。経済的基準以外の要素として、田中恭子は、政治的態度、家族の歴史、私怨、エゴイズムなどに注目した（田中、1996：187, 318-322）³。川井伸一は、家族意識、宗族意識に注目した（川井、1987）⁴。祁建民は、政治的役職を担当していたかの政治的基準、外来戸か同族かという村人の人間関係に注目した（祁、2006：182-185）⁵。

また、本稿の関心であるが、経済的基準の運用実態について検討した研究に言及する。先行研究では、生産手段の所有の程度、搾取率、労働の有無のうち搾取率の運用について見解が分かれる。ホアンは、階級区分が、厳格に法令や条文によって行おうとは試みられず、山西省潞城県張壯村のように、地代や給料によって搾取率を計算しなかったと考えた（Huang, 1990：166）⁶。田原史起は、搾取率の基準が機能しなかったと考えその要因を検討した。田原は、階級区分に参加した農民や村幹部が搾取率の基準が理解できず、わかりやすい土地や農具の所有の程度の基準を受け入れたと考えた（田原、1996：307-308）⁷。一方、搾取率の基準が運用されなかったと断定せず、搾取率の基準が機能しにくかった原因を検討した研究もある。方慧容は、搾取率の計算が必要とした農民の労働日数の情報が農民の記憶により明らかにしにくかったことを指摘した（方、2001：537-538）。中井明は、階級区分に特に土地が強く反映される傾向がみられる点に注目した。中井は田原と異なり、階級区分に土地が強く反映されるのは、農民や村幹部が独自に基準を選んだからではなく他の原因があると考えた。農民の労働時間を明らかにするのが困難であり、工作組が労働時間の調査と搾取率の算出に固執すれば工作の停滞を招く。このため、村人の労働時間の調査や搾取率の算出を厳密に行えず、土地調整に有利なように土地の量を見る傾向を強めたと考えた（中井、2005：20-22, 27）⁸。方や中井の考察によって、農民や村幹部が工作組の指示、管理のもと忠実に階級区分を行い、農民や村幹部の故意の不正や独自に基準を選ぶ行為がなくても、搾取率の基準が機能しにくい要因があったという見方が導き出された。

その後、河野正が河北省を対象地域とし、土地改革時の階級区分に関心を向けている。河野は、旧来の人間関係や村意識の方が階級成分よりも影響力を持っていたと見ている（河野、2013：89-91）。ただし、河野の関心は階級区分の過程ではなく階級区分後にある。階級区分後の階級成分の農村への影響に注目することも意義はある。しかし、階級区分後の状況だけを

見て階級区分が土地改革当時の農村においてさほど影響力を持たなかったと考えるのであれば、その点には疑問がある。階級区分は、農民の暮らしや政治的待遇を左右するものだった。このため、階級区分の過程で農民の様々な思惑が生じ、自身または他者の階級成分の高低を操作しようとして、農民の様々な行動が起こる。例えば、農民のエゴイズムや私怨の問題³、搾取を調べる時間を三代遡る現象（査三代）がそうである⁴。また筆者は、河北省と北京市を事例に、建国前後の土地改革の中で、村落間にまたがる飛び地をめぐる農民がどう行動したかに注目した。多くの農民が、他村にある飛び地を申告すれば所有地の量が増え階級成分が高くなることを恐れ、他村が手紙で呼び出しても飛び地の所有者であることを名乗り出なかった（中井、2018）。階級区分が農民の行動を左右することを飛び地の問題を通じて再確認した。これらの状況は、階級区分が当時の農村に大きな影響を与えていたことを示している。階級区分を検討するならば、階級区分後の状況だけで論ずるのでは十分ではない。階級区分の過程に十分な注意を向ける必要がある。拙稿（中井、2005）が出て以降土地改革時の階級区分の経済的基準の操作上の問題に注目した研究は出ていない。（中井、2005）では使用しなかった資料があり、資料の裏付けが足りない箇所があった。資料の裏付けを補い、新たにわかったことを加える必要がある。そこで、本稿では、経済的基準の運用実態を中心に階級区分工作の過程を検証し直すことにした。

本稿では次の視点で取り組む。第一に、土地改革時とそれ以降の階級区分が同じ性質を有するのか、連続しているのかの問題についてである。先行研究では、ヒントンが言及した「世襲される社会的地位」（『翻身』I、408）や、加々美光行が注目した文革期の出身階級の問題（加々美、1986）に触発されて土地改革時の階級区分を研究した点が共通する（川井、1987：223-224；田原、1996：33；中井、2005）。しかし、土地改革時とその後の階級区分との同質性や連続性を前提してかかるのではなく、土地改革時の階級区分はその時代背景と文脈を十分に吟味する手続きが必要とする慎重な見方が出ている（田原、1996：34）。土地改革の時代性をふまえた研究の中に、政治的態度、政治的役職などの政治的要因や、家族意識、世代意識が階級区分に影響したとする指摘があり、これはその後の階級区分との類似性ともとれる。しかし一方で、土地改革時と四清運動時の階級の決め方の違いや、文革時期の階級が土地改革からの連続ではないことが指摘された（河野、2013：91-94）。本稿では、土地改革時の階級区分について、その後の階級区分との同質性や連続性を前提とせず、土地改革当時の時代背景と文脈の中での検討を十分に行っていく。

第二に、先行研究は、経済的基準が運用される過程で経済外の様々な要素が影響したことを明らかにし、階級区分の実態を多角的にみることに貢献した。しかし、経済的側面から経済的基準の運用実態を考える視点は弱かった。本稿では、経済的側面から経済的基準の村級での運用実態を明らかにすることに重点をおく。第三に、経済的基準という政策理念を村級で実施する過程を政策浸透の問題として考える。その際、次のことに留意する。中共の政策の実施方法

は、上層部が大まかな規則を定め⁹、農村で工作組、村幹部、農民が現場にそくした方法を考え、政策を具体化することが期待されていた¹⁰。本稿の目的は、中央の経済的基準が農村で運用された際、どんな困難に遭遇し、どんな現場にそくした方法を付け加えられたのか、村級でとられた措置の実態を描き出すことにある。村級でとられた措置を検討する手がかりは、中央や地方の文書、村幹部や農民の証言などがある。村級でとられた措置が、中央の判断によるのか地方組織の判断によるのか、工作組、村幹部、農民が独自にとった措置かも明らかにできればいいが、この点は先行研究でもそうであったが、情報の制約上、わかることには限りがあることをお断りしたい。また、本稿では、農民や村幹部を、中央の経済的基準の運用を阻害する存在としてではなく、経済的基準を村級で具体化した存在、政策の実態を観察した傍観者としての側面を重視し、農民や村幹部の見方、反応を政策実態の究明に生かす¹¹。

筆者が階級区分の経済的基準の実施状況を政策浸透の問題としてとりあげる意義について述べる。田中恭子は、中共が国民党に勝利した大きな要因が、中共が内戦期に実施した土地改革であると考えながらも、土地改革に欠陥はなかったのかの疑問を提起した(田中, 1996: 1-4)。田中や田中以降の研究は、中共の政策の欠陥、中共の政策的意図からの逸脱、政策の混乱や行きすぎ、上層部の教条主義や現実無視な政策手法、上層部の認識と農村の実態の乖離を指摘する(田中, 1996; 三品, 2017)。こうした見方は中共の政策を批判的に見る上で一定の効果はあったと思われる。しかし一方で、中共の政策を批判的に見る視点が強すぎ、負の側面ばかり見ているのではないかといった疑問がある。本稿で指摘するが、中共の政策手法には、地域性に配慮した措置や、政策実施の困難をふまえ、政策の教条的な実施に固執せず実施内容を簡素化したり、減らすなど柔軟な措置もある。こうした現実的な側面を補うことも必要ではないかと思う。本稿では、中共の農村の政策手法における現実的な側面を補う。

2. 対象地域

階級区分の実態を扱う際、対象地域をどう設定するか。先行研究には二つの傾向がある。

第一に、一つの村を対象地域とする方法である。例えば、フリードマンら、ホアン、方慧容、張小軍らがこの方法をとっている。一つの村を対象地域とする研究は、階級区分の実態について様々な事例を提供した。ただし、一つの村を対象地域とする研究は、村の歴史を描くことに重点があるものが多い。階級区分の実態にふれているが、言及が断片的である。階級区分の実態の議論を深めるには、一つの村の歴史の中で部分的にふれるのでは限界がある。

先行研究でとられた第二の方法は、階級区分の実態を論ずることを目的とし、複数の村、地域の事例を組み合わせている。例えば、川井は、河北、山西など華北農村に言及しながら、広東、湖南、湖北に言及した(川井, 1987: 214-217)。田原は、建国初期に設置されていた中南区を対象とするが、この行政区は河南、湖北、湖南、江西、広東、広西の六省を含む(田原, 1996: 35)。拙稿は、華北農村に多く言及しながら、上海、江蘇、浙江、福建、四川に言及し

た（中井，2005）。これらの研究では，階級区分の実態についてまとまった議論が展開された。階級区分の経済的基準の運用実態については，具体的に細かい情報を知ろうとすると，資料の中に情報がほとんど出てこないという厳しい現実がある。大量に資料を見て少ない情報をつなぎ合わせるしか方法がない。このため，対象地域をせまくすると，使える資料が減りすぎ深い議論ができないという問題がある。経済的基準の運用実態について深い議論を行うためには，対象地域を広めにとる方が有効かつ現実的である。

本稿では，地域性に配慮しながら，階級区分の経済的基準の運用に言及した資料をできるだけ生かす必要上，対象地域を華北農村とする。なお，本稿で言う華北は，河北，山西，山東，河南の各省と北京市，天津市を指す。

また，本稿では，農業における地域間の差異や共通性に留意する。華北の農業生産総額に占める各分野の生産額の割合を計算し表1を作成したので参照してほしい。農業生産総額（中国語で「農業総産値」とは，貨幣（単位は元）で表した農林牧副漁五業すべての生産物の総量である（『河南農村統計年鑑 1994』：76）。中国の文献の統計では，農業は，栽培業，林業，牧畜業，副業¹²，漁業を含む¹³。栽培業とは，食糧（小麦・米・とうもろこし・豆類・いも類など），綿花，植物油の原料，麻類，たばこの葉，野菜，漢方薬の材料，瓜類とその他の農作物の栽培，茶畑，桑畑，果樹園の生産経営を含む。表1をもとに各地域を比べると，北京，天津，4省と

表1 華北の農業生産総額の内訳（1949）

	栽培業	林業	牧畜業	副業	漁業	出所
北京市	81.3%	1.5%	14.4%	2.8%	0.06%	『北京五十年』：136
天津市	64.9%	5.5%	6.6%	15.1%	7.9%	『天津経済年鑑 1986年』：657
河北省	77.6%	1.2%	8.5%	11.7%	1.0%	『河北経済統計年鑑 1985』：428
山東省	79.8%	0.6%	8.3%	9.9%	1.4%	『山東農業統計年鑑 1996』：3
河南省	76.8%	0.02%	10.4%	12.7%	0.03%	『河南統計年鑑 1985年』：68
山西省	85.5%	0.9%	7.2%	6.4%	—	『山西統計年鑑 1985』：103
全国	82.5%	0.6%	12.4%	4.3%	0.2%	『中国統計年鑑 1981』：135

注) 上記の図の数値（%）は，中国の文献の生産額の数値をもとに算出した。北京市だけは1949年の数値を入手できず1957年の数値をもとにしている。

表2 農業人口，非農業人口の割合（1949）

	農業人口	非農業人口	出所
北京市	57.5%	42.5%	『北京統計年鑑 1992』：119
天津市	51.3%	48.7%	『天津経済年鑑 1986年』：645
河北省	93.3%	6.7%	『河北経済統計年鑑 1985』：414-415
山東省	94.3%	5.7%	『山東省国民経済統計資料 1949-1976』：3-4
河南省	93.7%	6.3%	『河南統計年鑑 1985』：37
山西省	91.7%	8.3%	『山西統計年鑑 1985』：50
全国	82.6%	17.4%	『中国人口統計年鑑 1989』：153

注) 山東と河南は文献の数値をもとに計算した。

も栽培業の割合が高い点が共通する。地域間の差異としては、北京は他地域と比べ牧畜の割合が高い。天津、河北、河南は他地域と比べ副業の割合が高い。天津は他地域と比べ林業と漁業の割合が高い。

次に、農業で生計を立てている人口の割合について見ておく。表2を作成したので参照してほしい。表2によると、河北、山東、河南、山西が農業人口が90%以上なのに対し、北京と天津は、農業人口が60%に届かず、非農業人口が40%以上と多い。北京、天津の近郊農村では、商業や工業を兼営した者や非農業戸が多かったことがわかる¹⁴。

上記のように、華北では、各地域間で農業の各分野の生産額に類似する点や違いがあり、農業人口の割合が異なっていた。こうした問題に対し階級区分は次の対応をしている。中共は文書の中で、農村の階級区分は、土地問題を解決するためであり、土地の農業収入と副業収入に基づいて分析、判断すべきだとし、土地の農業収入及び農村の副業収入以外のその他の職業収入は、総収入に入れて計算すべきでないと言う見解を出している¹⁵。また、農業以外の手工業及びその他の副業収入についても、総収入に占めるパーセントが大きくなければ除外し計算しなくてよいと言っている¹⁶。本稿で扱う、地主、富農、富裕中農、中農、貧農、雇農などの階級成分が主として農業収入を問題にしたことがわかる。

3. 階級区分政策史と対象時期

階級区分は、土地改革の指標の面が注目されている(毛里, 1973: 281; 小竹, 1987: 100)。土地改革の指標とは、中国土地法大綱から中華人民共和国土地改革法前の時期であれば、農民が地主となれば土地財産をすべて没収され、富農となれば余分の財産を没収され、中農となれば何も得られないが土地財産を維持され、貧農となれば土地財産を得られるとされた(田中, 1996: 340-357)¹⁷。だが、階級区分は、土地改革の指標の意義だけが重要なのではない。階級区分は、もとは政治的に敵と味方を区別するための概念として1920年代に毛沢東により提起された(今堀, 1970: 86)¹⁸。階級区分の政治的に敵と味方を区別する指標の意義は、1940年代から1950年代も受け継がれている点を忘れてはならない¹⁹。

1920年代の階級区分では、経済地位が違い、生活状況が違くと、それが心理に影響し、革命に対する考え方が違ってくると考えられた²⁰。ただし、階級区分が提起された当時は、階級区分の基準が何かは明記されなかった(今堀, 1970: 63-64)。1930年代、中共中央は、江西省ソヴィエト区で土地革命を行い、さらに土地政策を徹底させるため、査田・査階級運動(土地分配の点検・階級審査)を行った。この運動の結果、多くの農民が、地主・富農として摘発され、土地や財産を没収され、パニックに陥った。こうした行き過ぎを是正するため導入されたのが、1933年10月10日の「どのように階級を分析するか」と「土地闘争におけるいくつかの問題についての決定」(これら二つの文書を以下「二つの文書」と略記)だった。「二つの文書」は階級区分の明確な経済的基準であり、毛沢東の尋烏、興国調査等江西農村での調査を経て整

備されたものだった（毛里，1973：57，62-63）²¹。その後，1933年の「二つの文書」は，47年末から48年春，50年に若干の改訂，補充を伴いつつ公布された²²。これらの時点は，土地革命ないし土地改革における極左の方針に批判的な時期だった点で共通していた（小竹，1987：101）。階級区分の経済的基準が提起される意義は次の点にある。土地改革では，農民が，獲得する土地財産を増やすため，しばしば，土地財産を有する者を，様々な理由をつけて地主や富農に区分し闘争し土地財産を奪うなど行き過ぎた現象が起こった。中共は，こうした行き過ぎを止めたい時は，経済的基準以外のことを理由に地主や富農を区分することを禁じ，経済的基準のみを用いて地主や富農に区分する者を減らすよう指示した。

本稿では，1948年から1950年代初期の階級区分を対象とする。その理由は，1948年から1950年代初期に，生産手段の所有の程度，搾取率，労働の有無など，整備された経済的基準を用いて階級区分が行われたことによる。1948年は，中共が土地法大綱に基づいて土地改革を行ったが，苛烈な闘争により生じた行き過ぎを是正しようと，「二つの文書」を再度投入した時期である²³。また，1949年は，1950年春まで続いた，華北新解放区の土地改革を行った時期であり²⁴，この時期の土地改革関連文書も，「二つの文書」，任弼時の「土地改革におけるいくつかの問題」（以下「任弼時報告」と略記）などを参照しており²⁵，中共が土地改革の行き過ぎを是正しようとしたことがわかる。また，1950年は，劉少奇の「土地改革問題についての報告」（1950年6月14日）や「中華人民共和国土地改革法」（1950年6月30日）に表れているように，富農経済保護や地主の商工業保護など土地法大綱の時より穏健で平和的な土地改革が志向されていた。富農は政治的に中立化の対象となり，富農の自作地や人を雇って耕した土地やその他の財産が保護された（『中国選編』：377，297）。この時期は，「政務院の農村の階級成分を区分することについての決定」（1950年8月20日）が導入された（以下「政務院の決定」と略記）。「政務院の決定」は，1948年から1950年初期に使用された，「二つの文書」（1948年5月25日）と比べると²⁶，補足した箇所や少し違う箇所があるが，各階級成分の項目や経済的基準の内容は大部分，「二つの文書」と同じ内容を使用している。よって，本稿では，1948年から1950年代初期の階級区分は，ほぼ同じ規定が運用されたとみなす。ただし，1950年11月，12月に土地改革は急進化し，富農経済保護は無視されたとされる²⁷。そしてその後，「中共中央の農村の階級成分を区分することについての補充規定（草案）」（1951年3月7日）では，「政務院の決定」は正しいと言われている（『中国選編』：722）。このように，1950年代初期は，土地改革が急進化し，経済的基準が実施されなかった可能性がある時期を含んでいる。だが，本稿では，経済的基準が使用された時期の問題を分析する便宜上，1950年代初期のうち，土地改革が急進化し，経済的基準が実施されなかった可能性がある時期は考察対象から除外することとしたい。

4. 資料

本稿で使用する資料を説明する。まず，土地改革の資料集を使用する。『河北土地改革檔案

史料選編』、『山東革命歴史檔案資料選編』第二十二輯、『冀南歴史文献選編』、『山西新区土地改革』、『天津土地改革運動』、『中国土地改革史料選編』などがある。これらの資料集は、階級区分関連の資料を多く含んでいる。現状ではこれらの資料集を活用した階級区分の実態研究はあまり出ていないため、存分に活用する。ほかに、天津市檔案館、河北省檔案館、北京市檔案館で収集した資料があるが、刊行された資料集の資料以上に階級区分について詳しい資料はあまり入手できなかった。また、華北農村の調査記録を使用する。まず日中戦争中に満鉄調査部が行った、『中国農村慣行調査』である。もう一つは『中国農村変革と家族・村落・国家』である。これは『中国農村慣行調査』の調査対象村の中華人民共和国成立後の状況を再調査したものである。この調査記録は、土地改革当時階級区分工作に参加した村幹部の証言を含んでいる²⁸。その後ネット上で公開されている華北農村の調査記録があるが、階級区分の情報を含まない。このため、『中国農村変革と家族・村落・国家』を使用する。

I 経済的基準の運用実態

1. 階級区分の経済的基準

階級区分の実態の議論に入る前に、経済的基準について説明する。

第一に、生産手段の所有の程度である。農村では主に土地である。「任弼時報告」によると、農業の生産手段は土地、役畜、農具、家屋などである（任、1949：5）とあり、「中共中央工作委員会の階級分析の問題についての指示」（1947年12月31日）によると、生産手段は農村では主に土地である（『解放選編』：97）とある。

第二に、搾取率である。「搾取率」とは、農家の一年の総収入のうち搾取収入（地代をとるなど労働せずに得る収入）の割合である²⁹。搾取の方法には、土地の小作貸付、雇用労働、金貸しなどがある。農村ではこれらの情報を収集し搾取率を計算する。搾取率は富農と富裕中農を区別する境界として重視された。搾取率が25%を越えれば富農に、越えなければ富裕中農とされた³⁰。

また、搾取率を調べる時間の長さが制限された。1946年、47年は、分配財産捻出の必要から、調べる時間を三代遡る現象（査三代）を招いた（川井、1980：163-164；川井、1987：222-225）。だが、「二つの文書」や「政務院の決定」は、調べる時間を現地の「解放」から遡って連続三年以内に限定した³¹。

第三に、労働の有無の基準である。規定では、「富農は自身で労働し、地主は自身で労働しない、あるいは附帯的な労働をするだけである。ゆえに労働は、富農と地主を区別する主要な基準である」とある。また、一家のうち労働する標準人数は一人とされ³²、労働に従事する標準時間は一年の三分の一即ち4ヶ月とされた。また、労働の中身により労働は次のように主要労働と非主要労働に分けられた。「いわゆる主要労働に従事するとは、生産上主要な工作部門

の労働に従事することを指し、例えば田の土をすく、田の植え付けをする、作物を刈入れる、他の生産上の重要な労働事項である。」「いわゆる非主要労働とは補助的な労働、生産上副次的な地位を占めるにすぎないもので、例えば草むしりの手伝い、野菜の植え付けの手伝い、役畜の世話などである。」（「二つの文書」、『土地彙編』：43；「政務院の決定」、『建国選編』：386-387）。労働の中身が非主要労働であったり、主要労働に従事しても労働時間が4ヶ月に満たない場合、附帯労働とされ、地主となる。

階級区分の実施方法にも言及しておく。まず、家長が、居住する村で、「解放」から遡って連続3年の期間の、労働の有無、1年の総収入に占める搾取収入、土地や農具などの状況を自己申告する。これを「自報公議」と言う。次に、申告された情報について村人が会議で話し合い、階級成分を決定する。農民本人が同意すれば最終決定となる。同意しない場合は、三回までやり直せる。これを「三榜公布、三榜定案」と言う³³。

2. 搾取率と華北の農業の影響

では、階級区分の経済的基準が村級でどう運用されたのかを検討する。

経済的基準には搾取率がある。搾取率の運用は華北の農業の影響を受けている。華北では、土地、農具、家畜、種子、肥料、労働力などを出しあい、共同で耕作し、収穫を分け合う分種（分益小作）がさかんに行われた（旗田、1973：289-294；草野、1985：301；332）³⁴。また、華北では、小作関係が未発達で自作農が圧倒的に多かったことが指摘されている（天野、1978；旗田、1973：277-279）³⁵。また、通常自作農が、自家所有地を自家労働力によって経営する農業者を指すが、華北の自作農には、雇用労働力によって経営する比較的大規模な自営農（経営地主）と雇農的性格の強い零細小農も含まれている（柏、1985：48, 69, 75）。内山雅生も、華北の地主が、土地を佃戸（小作人）に小作させなくても、零細自作農を雇農として雇うことにより経営を維持したことを指摘し、そのような経営地主に注目している（内山、1990：71-73）³⁶。

華北農村では、雇用労働による雇用被雇用の関係が発達した。これには華北農村の以下の事情が関係する。人に対して土地が少ない。このため、自作農でも田地からの収入だけで生活できない。そこで、収入を補うため人に雇われて労賃をもらい農耕に従事する（『北支農業経済』：220）。雇用主側から見ても、華北農村は労働力が過剰で、労賃水準が極度に低下し、自由豊富に雇用できる。労働力が過剰で安価である状況下では、器具機械や役畜は排除され、かわりに人間労働力が多く使用される（柏、1985：167-168）³⁷。

階級区分の規定では、「地主の搾取の形式は主として地代の形式で農民を搾取することで、このほか金貸しを兼ねたり、人を雇ったり、工商業を経営することを兼ねたりする。ただし、農民に対して地代を搾取することが地主の搾取の主要な形式である。」とある（「二つの文書」、『土地彙編』：40-41；「政務院の決定」、『建国選編』：383）。この規定では、地主の搾取の形式は、

地代、金貸し、労働力の雇用、工商業に言及している³⁸。このうち、華北農村では、自作農が多く、自作農が雇用労働に頼っていた事情を反映し、地主の区分では雇用労働の搾取が重点的に問われている。北京市順義県沙井村では、「だれが地主に認定されたのか」の調査団の問いに対し、村民は、「…一つは土地でどれだけの食糧がとれるか、収入はどれだけか、第二には雇工（労働者を雇う一筆者）だ、雇工の搾取がどれだけか、雇工に対する搾取率が国家の規定に照らして三〇%を超過したものは地主で、富農は二五%、これが搾取だ」と答え（三谷、1999：586）³⁹、「この村では地主といっても大した土地をもっていたわけではないのに、彼らは地主にされたのか」の問いに対し、村民は、「……搾取の量が大きい。主として雇工のことだ。土地は決して多くはない。……」と答えている（三谷、1999：586）（下線部筆者）。村民の証言では、地主を区分する際、雇用労働の搾取が問われており、地主が、地代取得者の地主ではなく雇用労働に頼る自作農を指していたことがわかる。

階級区分の地主は地主成分を指す。階級区分では、労働に従事したと見なされない限り地主となる、搾取の形式は地代だけでなく人を雇う行為も含むなど、もともと規定上、地代をとる者だけを地主に区分しようとしたわけではない⁴⁰。華北農村において階級区分は、経済的基準を規定通り用いながら、華北の農業の特徴も反映していたことがわかる。

3. 搾取率と農民の記憶の問題

次に、搾取率の基準を運用する過程で生じた困難に言及する。まず、農民の記憶の問題である。階級区分に必要な情報は、農民が村で自己申告し、他の農民の証言をもとに審議された。こうした方法がとられた理由は、階級区分に必要な情報が文書の記載がなかったことが関係する。フリードマンらによると、階級区分は、記録がしばしば存在しない条件のもとで行われた（Friedman, Pickowicz, Selden, 1991：84）。フェアバンクらによると、ある人の収入のうちどれくらいが搾取によるのかは、系統的な文字で書かれた記録がないため、数値を得るのは難しかった（Macfarquhar, Fairbank, 1991：626）。田原によると、階級を区分するために必要な家庭の収入、土地保有量などの材料は記録・文書化されておらず、村民にしかわからなかった（田原、1999：302）。ただし、これらの指摘には資料の裏付けがない。本稿で資料の裏付けを行う。

山西省潞城県張莊村では、「純所得は、毎年の種代、肥料代、地代、労賃などを差し引いた後に残った財および金銭の総額と定義づけられた。……しかし純所得を算出できるほど精しく正確に帳簿をつけている家族は、非常に少数であった」という（『翻身』Ⅱ：144）。山西省潞城県の農業生産総額を示したので参照してほしい（表3）。本稿では、各県級の農業生産総額の内訳について、1949年時点か1950年代の情報が入手できたものを表にした。

「冀南区の土地改革総括（草案）」（1949年7月15日）では、「また、農民の収入もはっきりした数字や連年の記載がない。」という（『冀南選編』：724）。また「中共中央の農村の階級成分

表3 潞城県の農業生産総額の内訳 (1949)

	栽培業	林業	牧畜業	副業	漁業	出所
潞城県	86.06%	0.50%	5.21%	8.23%	—	『潞城市誌』：182
山西省	85.5%	0.9%	7.2%	6.4%	—	『山西統計年鑑 1985』：103

注) 潞城県は、山西省全体と比べると、栽培業の割合は同程度であり(栽培業の中身は表1に同じ)、林業と牧畜の割合が少し低く、副業の割合が少し高い。潞城県は1994年から潞城市(県級市)となり長治市に隸属した。ヒントンの『翻身』で有名な張莊村は漫流河郷に属す(『潞城県誌』：59, 83)。

を区分することについての補充規定(草案)」(1951年3月7日)では、農業コスト(種、肥料、農具の目減り、役畜のかいば)の計算は極めてこまごまとして煩雑であり、いくつかの項目は農民自身も確かな額を言いにくいという(『中華選編』：267-268)⁴¹。周諤は北京市南蜂窩行政村に土地改革工作員として赴き、階級区分のため農民に聞き取りをした。周によると、農民が故意に工作員をだまさなくても、農民の話には記憶や見聞による間違いが多かったことがわかる(『土改的経験與心得』：39)。これらの資料から、農民の経済状況は文書の記載がなく明らかにしにくかったことがわかる。

また、華北農村では搾取率を計算するのに村人の雇用労働の情報が必要だった。「晋綏分局の成分を分ける問題についての資料」(1948年7月12日)では、雇用労働の所得の計算は、雇農と本人が労働に参加した際の人数と時間で行うことができるという(『山西改革』：70)。雇用労働には長工と短工がある⁴²。こうした雇用形態の違いが階級区分でどう処理されたのかを見る必要がある。長工は、普通一年以上雇われ、住み込みで、農作業ほか雇主の家の雑用一切を引き受ける。短工は、農繁期に日雇いで農作業に従事する⁴³。規定の富農の項に、富農の搾取の形式は主に雇用労働を搾取すること(長工を頼むこと)だとある(『建国選編』：384；「二つの文書」、『土地彙編』：40-41)。しかし、長工を雇ったときだけ富農に区分されるわけではない。短工でも日数が多いと長工に換算され富農に区分される。天津市静海県馮家村の元村幹部によると、短工120日分を長工一人に換算している(三谷、2000：563)⁴⁴。

方慧容は、河北省帰遠市西村の証言をもとに、村民は、自分が何年に誰の家のために何日短工をやったか正確に言えないとし、階級区分における農民の記憶の問題を指摘した(方、2001：537-538)。村人が短工の情報を思い出せない理由は短工の特徴にもある。天野元之助の著作や1940年から1943年に行われた、『中国農村慣行調査』をもとに説明を加える。長工、短工とも、雇用関係を結んだことを口約束ですまし正式な契約書をつくらない⁴⁵。また、長工が月や年を単位とし、わりと長期間雇い主が固定されるのに対し、短工は日を単位とし、雇い主が短期間でしばしば変わる⁴⁶。また外村人を雇う村もある⁴⁷。また就労場所だが、村人は通常、居住村か居住村から日帰りで通える場所で短工に従事している(『慣行調査』1巻：105, 288)。だが、省をこえた広域にわたる雇農の移動もあったことが華北でも指摘されている(草野、1985：230-231)。雇用労働の関係は、村内だけでなく、村をまたがり、時には省をまたいで結ばれたことがわかる。階級区分では、現地が共産党の支配下に入ってから三年の情報を必要

とするが、上記の短工の事情からすると、村人は、誰の家で何日短工をやったか、誰がどれだけ短工を雇ったかをすべて正確に思い出すのは難しくなるだろう。

4. 搾取率の計算の難しさ

次に、搾取率の計算の難しさについてである。富農と富裕中農の区分には搾取率の計算が必要である。だが、実際の作業では、搾取率の計算は難しく、富農と富裕中農は区分しにくいととらえられていた。例えば、「中共北岳五専区地方委員会が、中央、中央局の一月指示後の土地分配工作を、区党委員会に伝えた報告(節録)」(1948年3月16日)では、富農と富裕中農の搾取量を25%を境界とする考えは合理的である。しかし、25%をいかにして規定するかは計算方法は極めて困難であるという(『河北選編』:391)。また、沙井村で当時階級区分に従事した元農会副主席の古老は、中農と富農が区分しにくかったと言っている(三谷, 1999:642)。また、「中共華東中央局土地改革工作団の五蓮県の土地改革を終了する工作についての総括」(1949年3月14日)(以下「五蓮県土地改革総括」と略記)は、中農と富農の境界線について、「農民に民主政権成立時の某家の搾取量が総収入の四分の一を占めるかどうかを計算させるのは困難だ」という(『山東選編』:261)⁴⁸。「冀南区の土地改革の総括(草案)」(1949年7月15日)では、「階級の区分は、複雑な問題である。特に富農と富裕中農の境界は重要で、また最も分けにくい。」という(『冀南選編』:724)。

以上のように、富農と富裕中農の区分、それに関わる搾取率の計算が、実際の工作では難しいととらえられていた。

5. 土地面積による必要労働力の算出

階級区分には搾取率の基準があった。だが、搾取率を計算するための雇用労働の実態は、村人が、誰が人を何日雇ったか覚えていないし、誰の家で何日労働に従事したかはっきり言えなかった。先行研究ではここまでの指摘にとどまるが、この問題は、以下のように対策を講じている場合がある。天津市静海県馮家村では、県から派遣された工作組と、村内で選出された村人の代表が中心となり共同で階級区分を行っている(三谷, 2000:460-461)。代表を務めた古老は、工作組の搾取率算出方法を次のように観察している。

「階級区分を仕分ける百分比は誰が規定するのか=工作組が算出するやり方がある。土地の所要労働力と雇用労働力の比率によって算出できる。……その土地で植えてから収穫までどのくらい労働力が要るか、また自分はどのくらい労働力があるか、実際にはどのくらい労働力を雇ったかなどを調べ計算する。一戸一戸全部違う。また雇われた人についても調べなければならない。そうやってやっと成分を決める」(三谷, 2000:461)。

つまり、植え付けから刈り入れまで、土地の面積によってどれくらい労働人数が必要かを計算する。見積もった労働人数を手がかりに雇用人数を確定するので、あてもなく調査するのに

表4 静海県の農業生産総額の内訳（1949）

	栽培業	林業	牧畜業	副業	漁業	出所
静海県	60.55%	1.77%	14.55%	19.4%	3.63%	『静海県誌』：176
天津市	64.9%	5.5%	6.6%	15.1%	7.9%	『天津経済年鑑 1986年』：657

注) 静海県は、天津市全体と比べると、栽培業の割合が少し低く（栽培業の中身は表1に同じ）、牧畜、副業の割合が高い。漁業の割合は低い。

比べ作業の負担を軽減できる。だが限界もある。土地面積で必要な労働人数を推算するため、土地が多いほど必要労働力が多くなり、雇用労働力も多くなる。土地面積が大きければ、機械的に人を雇って得た収入の割合を多くみらさう（天津市静海県の農業生産額は表4を参照）。

6. 土地情報による搾取率の操作

階級区分の基準には土地もあるが、土地も隠匿地の問題があり、正確な情報がすべてわかるわけではなかった（小林，1986：202）。それでも、土地の情報は雇用労働の情報に比べれば比較的明確である。そのためか、階級区分の決め手として土地の情報に頼る方法が生じている。その方法は、「中共中央の土地改革における各社会階級の区分及びその待遇についての規定（草案）」（1948年2月15日）（以下「草案」と略記）に出ている⁴⁹。

「草案」第七章第七節に次の記載がある。「いくらかの農民は土地の占有が普通の農民の平均所有と比べて多く、このため総収入の中に封建土地所有権の収入を実質含んでおり、その性質は地主の地代と同じである。占有する土地が多いほど、この形を変えた地代収入は多い。この種の収入は計算の時に容易に困難を生じる」（『解放選編』：193）。つまり、この規定に照らすと、占有する土地が多い時点で、実際の調査を経なくても、地代収入を得ている確証がなくても、地代収入が多いのと同じだと断定されてしまう。「草案」第七章第七節の（己）（以下「草案の己」と略記）はこの考え方を体現している。

「（己）もし農民が占有する土地が通常の農民の平均所有の一倍または一倍以上二倍以下を超えるならば、上述の搾取の限度（富農と中農の境界の搾取率1/4——筆者）を一律に二分の一下げろ」（『解放選編』：193）。この規定はつまり、農民の土地が仮に平均所有の2倍とする。この場合、富農と中農の境界の搾取率1/4を2分の1の1/8に下げる。よって、通常搾取率が25%をこえて富農に区分されたのが、12.5%をこえただけで富農になる。土地が多いほど搾取率の評定が厳しくなるわけである。

「草案の己」について、山西省潞城県張莊村では次の解釈をしている。「（一）中農の平均所有面積の二倍以上の土地を保有する家族に対しては、その搾取率を二倍に計算する。…搾取率を二倍にするということは、搾取所得が総所得の四分の一を越すかどうかを計算する前にこれを二倍にすることを意味した」（『翻身』Ⅱ，1972：149）。これはつまり、農民の土地面積が平均所有の2倍の時、搾取収入の割合を2倍し、それから富農と中農の境界25%の搾取率の限度を超えるかを見ている。実はこの方法は、上述の「草案の己」の方法と同じことである。「草案」

が富農と中農の搾取率の境界1/4を1/2したのに対し、張莊村は、富農と中農の搾取率の境界の数値1/4の方を固定し、農民の搾取収入の割合の方を2倍したわけである。搾取収入の計算に必要な情報が調査しても集まらない時は搾取率が低く算出される、はっきりしないなど論争になる。こうした時、土地量で搾取収入の割合を多く問う方法は打開策になる。だが、土地の情報で階級区分を強く規定し、実際の調査にない推算が加わるという限界もある。

土地が平均所有の何倍かをみる方法は、山東省日照市五蓮県でも採用されている。「五蓮県土地改革総括」(1949年3月14日)は、中農と富農の境界線について、「農民に民主政権成立時の某家の搾取量が総収入の四分の一を占めるかどうかを計算させるのは困難だ」とし、中農と富農を分ける方法の一つに「土地がふつうの農民の一倍か二倍以上をこえるか」をみる方法を推奨している(『山東選編』:261)。この資料では、搾取率の計算に見切りをつけ、土地量をみる方法に、階級区分のし方を簡略化している。

7. 階級区分と土地改革, 生産

上記のように階級区分方法が簡略化したのは、階級区分の後に土地改革や生産がひかえており、工作時間が限られていたことも関係すると思われる。この点は以下の資料で確認できる。「中共北岳五専区地方委員会が、中央、中央局の一月指示後の土地分配工作を、区党委員会に伝えた報告(節録)」(1948年3月16日)によると、「多くの場所で階級区分、隊伍の整頓を土地分配と切り離してしまい(例えば満城)、階級が必ずしもうまく区分できていない。ただし時間を引き伸ばした場合は土地分配の実施にも影響している」という(『河北選編』:391)。また、「五蓮県土地改革総括」(1949年3月14日)は、「階級区分が終わらないと肥料を入れる気がおきない。土地がおまえのか俺のかわからない」という反響を紹介している(『山東選編』:263)。また、「冀南区の土地改革の総括(草案)」(1949年7月15日)によると、「土地改革の重点県は当初、三榜定案を実施するのがいくらか機械的で、ふつう階級成分をすべて分け細かく分ける。これは生産を損ない全体の工作の進度に影響しているだけでなく、農民内部でひどい論争を招き紛糾を引き起こしている」という(『冀南選編』:723)。階級区分が行き詰ると土地分配や農民の生産情緒に支障が出る。このため、階級区分方法が簡略化したと考えられる。

ここまでの考察から、経済的基準の運用が様々な問題を生じたことがわかる。これは逆に、経済的基準を運用する一定の努力がなされていたことを示している。経済的基準を実施しようとしなければ、問題が起こった等の記述は資料に現れないからである。

II 農民のパニックへの対策と階級区分の変容

ここまでの考察で見たのは、経済的基準を運用する過程で問題を生じた場合、経済的基準にどんな調整を加えたかである。今度は、経済的基準に手を加える以上の大きな調整を見ていく。

そのために、階級区分による農民のパニックとその対策を見ていく。

内戦期、中農は政治的に団結する対象とされ、土地財産は維持されるとされた。こうした中農の扱いから、中農は安心な身分にみえる。だが、中農でも農民が受け入れ難かったり不安を抱くことがあった。周曉虹は、多くの中農が自分の土地を他人に分けてでも中農に区分されたくないなど農民の心理を指摘している(周, 1998: 152)。こうした農民の心理は、中農や富農が内戦期に不安定な扱いを受けていたことが原因だろう(田中, 1996: 341-356)。中農でも安心できないという農民の反応は自然なものだったと思われる。本稿では、階級区分による農民のパニックが華北農村で起こっていたことを資料をもとにまず確認する。河北省阜平県二区草廠口村は、土地改革時阜平県二区区委が1948年1月に召集した幹部会議の決定に従い、階級区分をやり直した。だが、村内のいくらかの中農、甚だしくは貧農の農民までが食料や財産を隠したり、いい物を食べたり飲んだり、糞を捨てるもやめ、一時的なパニックを引き起こしたという(『彭真與土改』: 242-244)(河北省阜平県の農業生産額は表5を参照)。また、「冀南区の土地改革の総括(草案)」(1949年7月15日)によると、「皆低く区分されたがり、中農は“富裕”や“旧”の字を加えられたくない。もともと新中農だったなら貧農に下げたがる。もともと旧中農であれば新中農に下げたがる。貧農の中には多くの者が旧貧農に下げたがる(『冀南選編』: 723)。新中農、旧中農、旧貧農は、「二つの文書」や「政務院の決定」に項目がないことから、新たに身分として設定したものではない。新中農とは、土地改革時に貧農となり土地財産を受け取り中農の水準に達する財産を所有する者を指し、土地改革時に中農となった者が旧中農とされたようである(『翻身』Ⅱ, 137-138)。

表5 河北省阜平県の農業生産総額の内訳 (1956)

	栽培業	林業	牧畜業	副業	その他	出所
阜平県	76.07%	8.78%	3.85%	10.96%	0.34%	『阜平県誌』: 392
河北省	76.4%	2.5%	7.9%	11.8%	—	『河北経済統計年鑑 1985』: 428

注) 阜平県は、河北省全体と比べると、栽培業の割合は同程度であり(栽培業の中身は表1に同じ)、林業の割合が高く、牧畜の割合は低い。河北省の数値は文献をもとに計算。河北省阜平県二区草廠口村は、周恩来の妻鄧穎超が工作組を伴い、1947年11月から1948年4月まで住み込みで土地改革に参加した細溝村と一つの行政村に属す(『彭真與土改』: 237-238)。

資料から、中農や貧農の区分をめぐる農民のパニックが起こったことがわかるが、農民のパニックに対し、行政は何もせず放置したわけではなく、対策を講じている。次にこの点を見ていく。地主、富農、富裕中農、中農、貧農など各階級成分は、中央の条文に詳細な規定があることから、基本的にすべて区分することが意図されたと考えられる。だが、農民のパニックの問題があり、一部ではあるが、以下のように、区分する階級成分の種類そのものを減らす大胆な措置がとられることもあった。

第一に、富裕中農の廃止である。まず、多くの村で富裕中農を区分する一定の努力はなされ

ていた。例えば、北京市房山県城関区では、富裕中農に区分された戸数が、南街村が12戸(総戸数167戸中)、東街村が8戸(総戸数183戸中)、西街村が11戸(総戸数不明)、北街村が5戸(総戸数不明)である(『農民が語る中国現代史』:283-286)。また、「中共河北省委員会の典型村調査についての華北局にあてた報告」(1950年1月31日)によると、平谷、阜平、平山、清苑、定県、河間、遷西、遵化、邢台、威県10県10村1517戸で調査したところ、土地改革前に富裕中農に区分された戸が64戸あった(『河北選編』:689)。一方、一部ではあるが、富裕中農を区分しないとする文書がある。「北京市人民政府の北京近郊地区の土地改革の総括についての報告」(1950年11月8日)では、「富裕中農が自分の頭の上に“富”の字があるのをひどく嫌う。階級区分の時にはもう中農の中で富裕中農を区分しなくてもいい」という(『中国選編』:685)。「五蓮県土地改革総括」(1949年3月14日)でも、富裕中農は富農成分と境界を分ける時になって誰が富農か誰が富裕中農か説明する。ただし分ける時は憂慮をふやさないため区分しなくていいという(『山東選編』:258)。

「天津県における旱、稲、野菜畑の典型村の土地改革後の階層分化調査表」(1952年9月22日)を見ると、次のことを発見できる⁵⁰。天津県に属す西周荘村では、土地改革前の階級区分で地主16戸、富農12戸、富裕中農0戸、中農42戸、貧農130戸、雇農106戸、詹荘子村では地主3戸、富農14戸、富裕中農0戸、中農35戸、貧農112戸、雇農27戸となっている。富裕中農の項目はあるが、いずれも0戸である(天津人民政府、X63、404巻、1952年7月-1952年12月)。これは、客観的に富裕中農に区分される戸がいなかったというよりも、富裕中農の区分をやめてしまった可能性を指摘できる。

第二に、中農と貧農を区分しない措置である。「冀南区の土地改革の総括(草案)」(1949年7月15日)によると、「要するに、階級区分は一、二類の地区では、以前の階級区分の基礎のもとに、階級区分の基準に基づき、搾取階級⁵¹と農民階級をはっきり分け、敵と味方をはっきり分け、敵を明らかにすることを達成することであり、中農、貧農の間を機械的にはっきり分けることを強調する必要はない。」とある(『冀南選編』:723)⁵²。中農と貧農を区分しないと言う現象が一部存在したことがわかる。

第三に、地主以外の階級成分を廃止する措置もある。「中共天津地方委員会の土地改革を行い土地改革を終了する工作についての指示」(1951年10月30日)では、簡単で行いやすくするために、今回の土地改革では、地主や、地主成分とつながりのある者の成分のみを評定する。これは敵と味方を区分するためである。その他の階級の成分はもう評定しないとしている(『天津運動』:261)。地主成分とつながりのある者とは、地主と他の産業を兼営する者を意味するだろう。地主や、地主成分とつながりのある者以外は区分しないとは、地主以外の富農、富裕中農、中農、貧農、雇農を全廃することになる。これはかなり思い切った措置である。

おわりに

階級区分には、土地、搾取率、労働の有無などの経済的基準があった。先行研究では、経済的側面から経済的基準の運用実態を見る視点は弱かった。本稿では、経済的側面から経済的基準の運用実態を検討した。次のことがわかる。第一に、搾取率の計算は華北の農業の影響を受けた。華北農村は小作制が未発達で自作農が多かった。華北の自作農は、雇用労働力に頼る自営農を含んでいた。こうした事情を反映し、華北農村では、地主の区分において雇用労働の搾取が重点的に問われた。第二に、階級区分に必要な情報は、文書の記載がなく、農民の記憶でも明らかにしにくかった。ただし、対策が講じられている。雇用人数については、植え付けから刈り入れまで、土地の面積によって必要な労働人数を計算し、見積もった労働人数を手がかりに雇用人数を確定した。この方法は、あてもなく調査するのに比べて作業の負担を軽減できる。搾取率の計算については、土地情報に頼る方法がとられた。規定では、所有地が多ければ地代収入が多いのと同じだとされ、土地が多いほど搾取収入の割合が厳しく問われた。第三に、階級区分には農民のパニックの問題もあった。これに対し、一部ではあるが、区分する階級成分の種類を減らす方法がとられた。富裕中農を廃止する場合や、地主以外の階級成分を全廃するなど思い切った措置もあった。階級区分には、農民の記憶の問題、搾取率計算の技術的困難、工作時間の制約、農民のパニックの問題があった。こうした様々な問題が資料から見え、階級区分の規定を実施するため一定の努力がなされたことがわかる。

本稿の意義は、階級区分の実態を通じて政策浸透についての見方を提示したことにある。先行研究との違いを次のように説明できる。先行研究は、中共の政策の欠陥、中共の政策的意図からの逸脱、政策の混乱や行きすぎ、上層部の教条主義や現実無視な政策手法、上層部の認識と農村の実態の乖離などを指摘した。これらは、中共の政策を批判的に見る上で一定の効果はあった。しかし、中共の政策を批判的に見る視点が強すぎ、負の側面ばかり見ているのではないかといった疑問がある。本稿の考察によって、政策実施の困難をふまえ、政策内容の教条的な実施に固執せず実施内容を簡素化したり、減らすなど柔軟で現実的な側面があったことがわかる。こうした側面を補うことが必要だと思われる。

注

- 1 書名を以下のように略記する。『北京市重要文献選編1950』は『北京選編』。『土地政策法令彙編』は『土地彙編』。『河北土地改革檔案史料選編』は『河北選編』。『晋綏辺区財政経済史資料選編 農業編』は『晋綏選編』。『山東革命歴史檔案資料選編』第二十二輯は『山東選編』。『冀南歴史文献選編』は『冀南選編』。『山西新区土地改革』は『山西改革』。『天津土地改革運動』は『天津運動』。『建国以来重要文献選編』、第一冊は『建国選編』。『中国土地改革史料選編』は『中国選編』。『1949-1952 中華人民共和国経済檔案資料選編 農業経済体制卷』は『中華選編』。『解

放戦争時期土地改革文件選編(一九四五—一九四九年)は『解放選編』、『中国農村慣行調査』は『慣行調査』、『新中国資料集成』は『集成』、『北支那の農業と経済 上巻』は『北支農業経済』。

- 2 階級成分は、階級構成要素という訳もある(『集成』第3巻, 151)。
- 3 階級区分にエゴイズムが作用するしくみは、農民が多くの者を地主と富農に区分して分配財産を増やしたり、多くの者を中農に区分して受給資格者を減らし、一人分の分配量を増やすなどである。私怨については、村幹部が報復のため農民を地主や富農に区分した事例が出ている(田中, 1996: 316-318)。農民のエゴイズムの実際の状況については(『翻身』I: 393-394)を参照。
- 4 階級区分に宗族意識が作用したしくみは、村幹部が同族の地主をかばい中農に区分した事例や、農民が階級対立よりも宗族対立を展開した事例が紹介されている。また、家族意識については、家族を一律に同じ階級成分に区分したしくみにより、家長が地主や富農に区分された場合、家族の他の成員も地主や富農とされ被害にあったことが指摘されている。(川井, 1987: 215-216; 220-221)。
- 5 祁は、北京市順義県沙井村の邢永利と張瑞の事例をあげる(祁, 2006: 184-186)。
- 6 張小軍は、経済的な階級基準はそえものにすぎなかったと指摘し(張, 2003: 117)、陳益元は、農村の階級の区分は、全く理論上の規定によらなかったと述べた(陳, 2006: 153)。
- 7 田原によれば、搾取関係は、抽象的理解力をもつ者であって初めて認識が可能になるものであり、「家庭収入の総収入に占める搾取収入の比率」という抽象概念による区分が壁に突き当たったとき、「生活の程度」(例えば土地の保有量)という分かりやすい基準が「民主討論」の過程で、広く農村住民に受け入れられていった。基層レベルでは、階級区分のルールの組み替え、土着化が行われた(田原, 1996: 307-308)。
- 8 拙稿では次の考察も行った。中共が政治的奪権のため農民動員のための物質的動機付けとして土地改革を重視したときは、階級区分に土地の基準が強く反映された。また、農民動員の必要性が低下し農民の動機付けとしての土地改革の意義が低下したときは階級区分に労働実態の基準が強く反映された。しかし、農民動員の必要性が低下した時期の階級区分でも土地量の基準を強く反映する場合があります。その原因について検討している(中井, 2005: 19-20)。
- 9 階級区分については、中央の規定を異なる地域に画一的にあてはめることは意図されていなかった。例えば、本稿の対象時期ではないが、「太行区党委員会の農村の階級区分の基準と具体的な区分についての規定(草案)」(1946年10月12日)に、「……各地が実行する中で、獲得した資料に基づいて修正意見を出すことを希望する。」「階級区分のときは、現地の経済条件と人民の生活レベルに注意しなければならない」、「例えば河南北部、山西東南の人民は、占有する土地量、肥沃か痩せているか、畝の大小、生活レベルにおいて皆違う。具体的に研究し規定しなければならない」とある(『中国選編』: 320-321)。

- 10 小竹一彰によると、中共の最上層部が承認した方針を農村で具体化する役割を担っていたのは幹部である。また、中共中央の指示は一般に簡略だったので、それを実際に施行する幹部の裁量の余地が大きい傾向が存在した（小竹，1983：57）。
- 11 これまでに、農民が中共を支持したか、民意があったかなどの議論があるが（田中，1996：三品，2017），本稿が注目するのは、支持者かどうかではなく、中共の支配を受け入れた上での政策遂行者としての農民であり、注目する側面が異なる。
- 12 河北，山東，河南，山西各省の農家の副業の種類と割合は（天野，1978：646）を参照。
- 13 中国の文献では、栽培業の項目は農業と表記されることもある。どの統計も栽培業（農業）以外の林業，牧畜業，副業，漁業の項目と項目の数が同じである。このため表の項目を栽培業で統一した。数値は，北京と山東は文献の数値をもとに計算した（少数点以下を四捨五入）。山西省の漁業の項目は1954年の数値で計算しても0％に近い。
- 14 「北京市人民政府の北京近郊地区の土地改革についての総括報告（1950年11月8日）によると，土地改革時，北京市全近郊地区では，農村に大量の非農業人口が雑居し，北京市全近郊地区64万人のうち非農業人口は約39.5％を占めた〔『北京選編』：487〕。また天津解放時，天津近郊地区の農村では，人口14.3万人のうち純農業人口は4.9万人だった（『天津通誌 中国共産党天津誌』：253）。また，土地改革実施時期は，北京市近郊地区が，1949年10月半ばから1950年3月末まで土地改革を行った（『北京選編』：485）。天津市近郊地区は，1949年3月から1951年1月まで二回に分けて行った（『天津通誌 民政誌』：539）。
- 15 「中共中央の農村の階級成分を区分することについての補充規定（草案）」（1951年3月7日）では，土地の農業収入及び農村の副業収入以外のその他の職業収入（例えばある者が工場で働いた給料の収入）は，総収入に入れて計算すべきではないと言う。なぜなら，農村の階級成分の区分は，土地問題を解決するためであり，土地の農業収入と副業収入に基づいて分析，判断すべきであるからだ。もし人々のその他の職業をも計算すれば，農村の土地階級関係をあいまいにしてしまい，しかも農村の階級区分工作をして多くの困難を増加させてしまうと言う（『中国選編』：727）。
- 16 「階級を区分する際のいくつかの問題についての回答」（1949年3月31日）では，農業以外の手工業及びその他の副業収入に至っては，もし総収入に占めるパーセントが大きくなければ除外して計算しなくてよいと言う。総収入に占めるパーセントが3分の1を超えると大きいとみなされており，3分の1を超えない場合は農業以外の手工業や副業収入は計算に入れず，農業収入だけで計算したことがわかる（『土地彙編』：99）。
- 17 富農の「余分の財産」は土地法大綱第八条に説明があるが，「余分」の定義はない（中央檔案館編，1981：86）。「余分」は，「土地法大綱東北解放区実施補充辦法」（1947年12月1日）によると，一つの家庭の必要量をこえる部分，村の農民の平均所有量をこえる部分を指す（『土地彙編』：7）。土地法大綱に富農の余分の「土地」を徴収するという規定はないが，余分の土地

- を取り上げると解釈された。また、富農は規定上地主と区別され地主より優遇されたが、実際は「地富」と略して言及され、地主同様闘争の対象となったとされる(田中, 1996: 340-350)。
- 18 毛沢東の「中国社会各階級の分析」によると、「誰が我々の敵か? 誰が我々の友人か? 敵と友人をはっきり分けられなければ、必ずしも革命分子ではない。敵と友人をはっきり分けようとするなら、これは容易なことではない。中国革命が三十年にわたり効果が非常に少ないのは、目的が間違っているからではなく、完全に策略が間違っているからである」とある(『中国農民』第二期, 1926: 1)。
 - 19 階級区分に政治的に敵と味方を区別する目的がある点は、中共晋綏分局研究室の「どのように農村の階級成分を区分するか?」(1946年9月)に出ている。同文書は、中共関係者が階級成分の区分を研究する目的は二つあるとし、政治的に敵と味方をはっきり分け、敵をはっきり見分けることと、誰と連合しなくてはならないかを知るためであることを指摘する(『晋綏選編』: 343)。階級区分の機能として、農民の政治的・経済的・軍事的な待遇と負担を決定するため準拠すべき尺度となった点も指摘されている(小竹, 1987: 95)。
 - 20 毛沢東が、「中国社会各階級の分析」の一月前に出した、「中国農民における各階級の分析及びその革命に対する態度」では、経済地位が違い、生活状況が違っていると、それが心理に影響し、革命に対する考え方も違ってくるという考え方が示されている(毛, 1926: 13)。
 - 21 1933年に階級区分論に関わる主要な問題がほぼ出そろったとされる(小竹, 1987: 74)。
 - 22 47年末から50年にかけて、「二つの文書」が再度出されたことを示す文献は以下の通りである。「中共中央の「どのように階級を分析するか」など二つの文書を再送することについての指示」(1947年11月29日)(『解放選編』: 90-91)。「1933年の二つの文書についての決定」(1948年5月25日)(『土地彙編』: 40-59)。「政務院の農村の階級成分を区分することについての決定」(1950年8月20日)(『建国選編』: 382-407)。
 - 23 「中共中央の「どのように階級を分析するか」など二つの文書を再送することについての指示」(1947年11月29日)(『解放選編』: 90-91)。
 - 24 浜口允子の研究(浜口: 63-64)と、「華北局の新区の土地改革についての決定」(1949年10月10日)(『中国選編』: 601-602)を参照した。
 - 25 「晋綏分局の成分を分ける問題についての資料」(1948年7月12日)(『山西改革』: 70)、「中共華東中央局土地改革工作団の五蓮県の土地改革を終了する工作についての総括」(1949年3月14日)(『山東選編』: 252, 313)、「華北局が順義県のいくつかの土地改革実験村で犯された左傾の誤りの問題について河北省委員会に与えた指示」(1949年10月)(『中国選編』: 607)、「中共河北省委員会の唐山市近郊地区の土地改革におけるいくつかの問題についてのご返信」(1950年3月3日)(『河北選編』: 725-726)を参照。
 - 26 「二つの文書」, 「政務院の決定」の二つの条文は、『土地彙編』と『建国選編』の原文のほか、日本語訳(『集成』2巻: 167-182; 『集成』3巻: 151-169)も参照した。

- 27 路線変更の根本的な原因は比較的穏健な土地改革の方案が様々な困難にぶつかったということであると言われている (MacFarquhar, Fairbank, 1987: 86). また, 朝鮮戦争との関連が指摘される. 朝鮮戦争の勃発によって, 中共政権は国内の階級敵が国外の敵と呼応することを恐れて, 富裕層に対する攻撃を強めた. 土地改革において, ほとんどの地域で富農経済温存の原則は無視されたとされる (『岩波現代中国辞典』: 961). また, 1950年12月26日に出された「土地改革のいくつかの基本問題について」で, 鄧子恢は平和的な土地改革を批判し, 土地改革の政治的意義を経済よりも重視することを強調している (鄧, 1951: 191-193).
- 28 すでに同資料を用いて, (中井, 2005) で, 経済的基準の操作状況について一度考察を行っている.
- 29 小竹によると, 階級区分の基準は, 土地と生産用具などの所有の程度, 及び搾取の有無——他人の労働に依存するのか, それとも自己の労働により生活しているのか, つまり収入の源泉の性格という二つの軸に整理できる. また, 搾取の有無の量的基準として搾取収入の比率が設けられた (小竹, 1987: 97-98).
- 30 搾取率は, 任弼時の「土地改革におけるいくつかの問題」(1948年1月12日) のとき, それまでの15%から25%に引き上げられた (任, 1949: 7). 「二つの文書」(1948年5月25日) は, 富農と富裕中農の境界は, 任報告により, 軽微の搾取があり, この搾取収入がその総収入の25%を越えない者は依然として中農あるいは富裕中農と計算することに改めるべきことを指示している (『土地彙編』48-49). 「政務院の決定」も, 富農と富裕中農の境界は, 搾取率25%に改めることを指示している (『建国選編』: 391).
- 31 「二つの文書」(1948年5月25日) では, 「新政権が樹立した時間から遡ってかぞえ, 連続三年以内に, ……」とあり (『土地彙編』: 47). 「政務院の決定」では, 「現地の解放の時間から遡ってかぞえ, 連続三年以内に, ……」とある (『建国選編』: 391).
- 32 さらに, 家族内の一人が労働を担うとは, 核家族内の成人男子一人が農繁期に田畑の耕作に携わる場合の労働が念頭に置かれたことが指摘されている (田原, 1999: 285).
- 33 階級区分の実施方法や手順は, (『翻身』 I : 392) や「中共中央の土地改革における各社会階級の区分及びその待遇についての規定 (草案)」(1948年2月15日) (『解放選編』: 182) を参照.
- 34 草野靖によると, 分種制は中国各地で見られたが, 特に盛んに行われていたのは華北地方で江南では少なかった (草野, 1985: 300-302, 332).
- 35 1934年, 純自作農は, 河北で68%, 山東で72%, 河南で56%, 山西で66%で, 小作農は, 河北で11%, 山東で9%, 河南で20%, 山西で14%である (天野, 1978: 258). 平均すると, 純自作農は65.5%, 小作農は13.5%になる. 自作農が小作農よりも圧倒的に多い.
- 36 経営地主の用語は, 「中共中央の土地改革における各社会階級の区分及びその待遇についての規定 (草案)」(1948年2月15日) に規定がある. 同文書では, 経営地主がさらに「旧式経営地主」と「新式経営地主」に分けられている. 旧式経営地主は, 地主のうち人を雇って土地を経

- 営することをその全部か主要な生活の来源とし、その雇用条件が深刻な封建的奴隷性を帯びている者を言う。新式経営地主は、地主のうち人を雇って土地を經營することをその全部か主要な生活の来源とし、その雇用条件が資本主義的な自由労働の性質に属する者を言う。また、同文書は、旧式経営地主は、基本的に依然として地主階級の一部分で、普通、地主として待遇すべきだとしている(『解放選編』:186-187)。
- 37 柏によると、建国前の華北の農業は、近代的機械技術を取り入れない、極端な労働集約的農業である。資本を投下して機械、役畜を購入し生産性をあげるわけではなく、安価で過剰な人間の労働を湯水の如く投下することによって生産性が確保されている(柏, 1985:362-363, 373)。
- 38 階級区分規定の地主の項目の中には地代と雇用労働の両方への言及がみえる。だが、実際の地主の区分において雇用労働の搾取を多くみるのか、地代搾取を多くみるのかは地域によって違いが出ると考えられる。華北と他の地域を比較してみる。江蘇省呉江県開弦郷の江村では、地主成分者4名のうち3名は、小作地が自作地より多い。地代搾取が地主に区分された理由になった可能性がある(沈:1996:373)。1937年のデータによると、小作地の全耕地に対する割合は、江蘇省全体で42.33%、河北省全体で12.89%、山東省全体で12.63%であり(天野, 1978:278)、江蘇省の方が華北の省より地主制が発達している。
- 39 山東省歴城県冷水溝では、「「成分」の決定には、土地所有面積という絶対的基準の他に、その他の要素も考慮された。例えば、長工を雇っている者の大半は地主とされている」という(中生, 1991:45-46)。
- 40 三品英憲は、1947年10月から1948年2月の間について、中共指導者が、華北において、少数の地主が農村の大部分の土地を占有したと認識していたことをとりあげ、華北では自作農が最も厚い層を形成し、広範に地主制が展開したとは考えられないことを指摘している(三品, 2017:287-289)。また、三品は、地主は日頃の姿勢も含めて恣意的に区分されるものだったと述べている(三品, 2017:311)。だが、階級区分の地主は地主成分を指し、地主成分の区分では、地代だけでなく雇用労働が見られ、区分した地主の中身が、地代取得者ではなく雇用労働に頼る自作農だったことに気付く。また、地主が恣意的に区分される現象はあったと思うが、経済的基準によって階級区分が行われた事例も見るとべきだろう。
- 41 華北の肥料について。華北では、家畜の糞尿を主体とした土糞が大部分である。購入肥料の使用は、貧困さのため、余裕のある農家に限られ、零細小経営農は、自ら生産する人糞尿となけなしの土糞の施肥に甘んじている。華北の肥料の投入量が、省別、県別、作物別に整理された表がある(『北支農業経済』:143-163)。

華北の役畜について。華北では、牛・馬・騾・驢が主要な役畜で、中でも牛・驢の役畜としての役割が大で騾馬のそれは低い。(騾はラバ。めすウマとおすロバから生まれたもの。小形だが粗食に耐える。驢はロバ、馬に似ているが小形。粗食で不良環境に耐える。)各種役畜を

所有している農家の割合は驢が最も多く、次に牛で、騾・馬を所有する農家は僅かである。農村の窮乏により役畜は漸減し、大役畜より小役畜を用い、経営規模が小さいほど役畜が不足し、畜力を人力により代替することが増加している（『北支農業経済』：236-239）。

華北の農具について、沙井村の1941年の調査の中に、農具の価格、種類、用途が農具の絵入りで出ている（『慣行調査』 2巻：63-65）。

- 42 柏は、長工を長期労働者、短工を短期労働者としている（柏、1985：100）。天野は、長工は年雇・季節雇を指し、短工は日雇を意味するとしている（天野、1978：556）。長工を「常雇い」、短工を「日雇い」と訳すものもある（『集成』 2巻：168, 171）。
- 43 長工は（天野、1978：556-557, 562；内山、1990：78）を参照。短工は（天野、1978：556, 611-612；内山、1990：79-82；草野、224-240）を参照。
- 44 「政務院の決定」でも、「毎年日雇い、月決め雇いを120日雇った者は長工一人を雇ったことに計算する」とある（『建国選編』：393）。だが、「二つの文書」（1948年5月25日）に同じ内容がない（『土地彙編』：48）。つまり、短工120日を長工一人に換算する措置は、「政務院の決定」で加えられたことになる。しかし、「華北局の陽泉市の階級区分についての指示」に、4カ月の短工を長工一人とする措置が出ている。この指示は、「大同市人民政府が階級区分関連の文献を複製する」（1949年12月20日）に収録されている（『山西改革』：185）。1949年12月20日は「二つの文書」（1948年5月25日）と「政務院の決定」（1950年8月20日）の間である。短工120日を長工一人に換算する措置は、陽泉市（山西省）で考案された可能性もある。
- 45 長工の雇い入れは口約束とされている（天野、1987：557）。沙井村では、長工は契約書は作らないと言われている（『慣行調査』 1巻：105；『慣行調査』 2巻：47）。短工については、山東省青島特別市即墨県城近郊の村で、契約書の如きものはないと言っている（『慣行調査』 6巻：66-67）。短工の雇用手続きは、『慣行調査』、天野、内山によると、雇い主が村内で村人に声をかけるか、一市鎮ごとの労働市場（短工市）で結ばれた。この市場は、早朝四時か五時ごろに立ち、労働力の売り手と買い手が一定の場所に集まって取引が行われる（天野、1987：605-606；内山、1990：79-80）。
- 46 この部分は、（天野、1987：557；『慣行調査』 3巻：194；『慣行調査』 2巻：45, 46）を参照した。河北省昌黎県侯家営村では、短工の雇用期間は、1回に長くて三日だったことがわかる（『慣行調査』 5巻：173, 174）。
- 47 侯家営村では、本村に短工をしに来る外村人は十三、四人位いた（『慣行調査』 5巻：173）。河北省良郷県吳店村（現北京市）でも、本村の短工は外村に雇われるのが多いかの問いに、同じくらいだと答えている（『慣行調査』 5巻：538）。
- 48 五蓮県は1947年に作られた。1983年から山東省濰坊市に属した（『五蓮県誌』：1, 45）。1992年から日照市に属した（『五蓮県誌 1989~2005』：31）。
- 49 『翻身』日本語版で、記者の加藤祐三らは、一九四八年に発表された「農村の階級構成の区分

に関する決定」と題する文書に〔訳注四〕を付し(『翻身』, II:148),〔訳注四〕で、「この決定に相当する中国文の文書を、訳者は発見することができなかったので英文にしたがった」と述べている(『翻身』, II:162)。だが、筆者は加藤らが発見できなかった中国語の文書の名前を特定できた。『翻身』の日本語訳の以下の内容は、「草案」第七章第七節(『解放選編』:193)と内容が一致する。「前出の「農村の階級構成の区分に関する決定」という文書は、その七章において次のように述べている。「村の中には平均保有面積以上の土地を所有している農民もいるが、彼らの総所得の一部は封建的性格の土地所有によるものであり、地主が取り立てる地代と同一なものであるといわれなければならない。彼らは、より大きな土地を所有すればするほど、より大きな地代を得ることができる。」とある(『翻身』, II:149)。加藤らが発見できなかった中国語の文書は、「草案」だと考えて間違いないと思われる。

- 50 同資料では、農村経済調査の典型村として、天津市の西周莊村(稲田の区域)、詹莊子村(野菜畑の区域)、中河頭村(灌漑できない耕地の区域)の三村を選んだという。天津市は、1953年に取り消され、津東区、津西区、津南区、津北区の4つに分けられた(『天津四十年』:5)。
- 51 搾取階級は、地主、富農、資本家を指している(「草案」,『解放選編』:183)。
- 52 この資料の「一類、二類の地区」は、「中共中央の旧区と半旧区で土地改革工作与整党工作を行うことについての指示」(1948年2月22日)の分類である(『冀南選編』:713)。この指示は旧区、半旧区を三つに分ける。このうち、第一類の地区は、土地改革が比較的徹底している地区、第二類の地区は、土地改革がまだ不徹底な地区である(『土地彙編』:32-33)。

参考文献

[資料]

中国語

檔案

「天津市旱、稻、園田典型村土改後階層分化調査表」,「天津市財政局關於準備改行農業累進稅制的典型調查報告」,(1952年9月22日),天津人民政府,X63,404卷,1952年7月-1952年12月。

刊行資料

北京市檔案館,中共北京市委党史研究室編(2001),『北京市重要文獻選編1950』,中国檔案出版社。

鄧子恢(1951),「關於土地改革的幾個基本問題」(『1950年中國經濟論文選』,第2輯上,三聯書店)。

東北人民政府農林部農業處(1950),『土地政策法令彙編』,東北人民政府農林部出版。

河北省檔案館(1990),『河北土地改革檔案史料選編』,河北人民出版社。

晉綏辺区財政經濟史編寫組,山西省檔案館(1986),『晉綏辺区財政經濟史資料選編 農業編』,山西人民出版社。

李昌遠,李翠艷,閻書欽整理(2002),「河北省阜平縣土地改革資料」(李昌遠編著『彭真與土改』,人民出版社,2002年8月,207-291頁)。

- 李健民 (1950), 『土改の経験與心得』, 実用出版社.
- 毛澤東 (1926), 「中國農民中各階級的分析及其對於革命的態度」, 『中國農民』第一期, 中華民國十五年二月一日.
- (1926), 「中國社會各階級的分析」, 『中國農民』第二期, 中華民國十五年一月一日.
- 任弼時 (1949), 『土地改革中的幾個問題』, 華北新華書店.
- 山東省檔案館, 山東社会科学院歴史研究所合編 (1986), 『山東革命歴史檔案資料選編』第二十二輯, 1949. 1-5, 山東人民出版社.
- 中共河北省委党史研究室編 (1994), 『冀南歴史文獻選編』, 中共党史出版社.
- 中共山西省委党史研究室 (1995), 『山西新区土地改革』, 山西人民出版社.
- 中共天津市委党史研究室編 (1998), 『天津土地改革運動』, 天津人民出版社.
- 中共中央文獻研究室 (1992), 『建国以來重要文獻選編』, 第一冊, 中央文獻出版社.
- 『中国的土地改革』編輯部, 中国社会科学院經濟研究所現代經濟史組 (1988), 『中国土地改革史料選編』, 国防大学出版社.
- 中国社会科学院・中央檔案館編 (1992), 『1949-1952 中華人民共和國經濟檔案資料選編 農業經濟体制卷』, 社会科学文獻出版社.
- 中央檔案館編 (1981), 『解放戰爭時期土地改革文件選編 (一九四五-一九四九年)』, 中共中央党校出版社.

年鑑, 統計類

- 河北省統計局, 河北省社会科学院經濟研究所編 (1985), 『河北經濟統計年鑑 1985』, 中国統計出版社.
- 国家統計局人口統計司編 (1989), 『中国人口統計年鑑 1989』, 科学技術文獻出版社.
- 国家統計局編 (1982), 『中国統計年鑑 1981』, 中国統計出版社.
- 山東省統計局, 山東省農業庁 (1996), 『山東農業統計年鑑 1996』, 泰安市統計局印刷廠.
- 山東省革命委員会計画委員会 (1977), 『山東省国民經濟統計資料 1949-1976』, (出版社不明).
- 山西省統計局 (1985), 『山西統計年鑑 1985』, 山西人民出版社.
- 『天津經濟年鑑』編輯部 (1986), 『天津經濟年鑑 1986年』, 天津人民出版社.
- 『天津四十年』編輯部, 天津市統計局編 (1989), 『天津四十年 1949-1989』, 中国統計出版社.
- 北京市統計局編 (1992), 『北京統計年鑑 1992』, 中国統計出版社.
- 北京市統計局編 (1999), 『北京五十年』, 中国統計出版社.
- 姚現璞, 羅勤礼, 張啓方彙編 (1986), 『河南統計年鑑 1985年』, 河南省統計局.

日本語

- W. ヒントン著 (1972), 『翻身——ある中国農村の革命の記録 I』 (加藤裕三, 春名徹, 加藤幹雄, 吉川勇一訳) 平凡社.
- (1972), 『翻身——ある中国農村の革命の記録 II』 (加藤裕三, 春名徹, 加藤幹雄, 吉川勇

一訳)平凡社.

中国農村慣行調査刊行会編(1981),『中国農村慣行調査』1巻,岩波書店.

——編(1981),『中国農村慣行調査』2巻,岩波書店.

——編(1981),『中国農村慣行調査』3巻,岩波書店.

——編(1981),『中国農村慣行調査』4巻,岩波書店.

——編(1981),『中国農村慣行調査』5巻,岩波書店.

——編(1981),『中国農村慣行調査』6巻,岩波書店.

日本国際問題研究所,中国部会編(1976),『新中国資料集成』第1巻.

——編(1963),『新中国資料集成』第2巻.

——編(1969),『新中国資料集成』第3巻.

三谷孝編(1993),『農民が語る中国現代史』,内山書店.

——編(1999),『中国農村変革と家族・村落・国家』,汲古書院.

——編(2000),『中国農村変革と家族・村落・国家』第2巻,汲古書院.

[先行研究]

日本語

天兒慧・石原享一・朱建栄・辻康吾・菱田雅晴・村田雄二郎編(1999),『岩波現代中国辞典』岩波書店.

天野元之助(1978),『中国農業経済論』第一巻,龍溪書舎.

今掘誠二(1970),『毛沢東研究序説』,勁草書房.

内山雅生(1990),『中国華北農村経済研究序説』,金沢大学経済学部.

加々美光行(1986),『逆説としての中国革命——〈反近代〉精神の敗北』,田畑書店.

柏祐賢(1985),『柏祐賢著作集 第2巻 北支の農村経済社会——その構造と展開』,京都産業大学出版会.

川井伸一(1980),「中国における土地改革運動:1946~1949——北部農村社会と革命的指導——」,『歴史学研究』(通号別冊),161-171頁.

——(1987),「土地改革にみる農村の血縁関係」(小林弘二編『中国農村変革再考』アジア経済研究所,第七章).

祁建民(2006),『中国における社会結合と国家権力』,御茶の水書房.

草野靖(1985),『中国の地主経済——分種制』,汲古書院.

河野正(2013),「華北農村における階級政策と村落社会——1950~1960年代河北省を中心に——」,『現代中国』87号,85-96頁.

——(2016),「農村政策・農村社会史研究」(中村元哉・大澤肇・久保亨編『現代中国の起源を探る 史料ハンドブック』,東方書店,第9章).

- 小竹一彰 (1983), 『国共内戦初期の土地改革における大衆運動』, 財団法人アジア政経学会.
- (1987), 「中国共産党的農民階級区分論——その生成期に関する一考察——」(小林弘二編『中国農村変革再考』, アジア経済研究所, 第2章).
- 小林弘二 (1986), 「「村の土地」と解放後の農村変革」(小林弘二編『旧中国農村再考 変革の起点を問う』, アジア経済研究所, 第6章).
- 田中恭子 (1996), 『土地と権力——中国の農村革命』, 名古屋大学出版会.
- 田原史起 (1996), 「中国一九五〇年期土地改革における「階級」と農村社会——階級区分工作の実施過程についての考察——」, 『アジア研究』第43巻第1号, 31-73頁.
- (1999), 『現代中国農村における権力と支配』, 財団法人アジア政経学会.
- 中井明 (2005), 「現代中国農村における政策浸透——1940年代後半から1950年代初期の階級区分基準の操作実態の分析」, 『アジア研究』51巻第4号, 17-31頁.
- (2017), 「華北農村における土地改革の実施単位について」, 『立命館経済学』第66巻第3号, 48-70頁.
- (2018), 「建国前後における飛び地の帰属をめぐる村人のかけひきと行政の対応——河北省昌平県と北京市の事例から」, 『中国研究月報』第72巻第12号 (第850号), 14-28頁.
- 中生勝美 (1991), 『中国村落の権力構造と社会変化』, アジア政経学会.
- 浜口允子 (1995), 「建国期中国農村における国家意思の浸透」, 『放送大学研究年報』, 第13号, 61-73頁.
- 三品英憲 (2003), 「戦後内戦期における中国共産党の革命工作と華北農村社会——五四指示の再検討——」, 『史学雑誌』第112編第12号, 61-84頁.
- (2017), 「近現代中国の国家・社会間関係と民意——毛沢東期を中心に——」(渡辺信一郎, 西村成雄編『中国の国家体制をどうみるか——伝統と近代——』, 汲古書院, 第7章).
- (2017), 「華北農村社会と基層幹部——戦後内戦期の土地改革運動——」(『戦時秩序に巣喰う「声」 日中戦争・国共内戦・朝鮮戦争と中国社会』, 創土社, 第3章).
- 南満州鉄道株式会社調査部編 (1943), 『北支那の農業と経済 上巻』, 日本評論社版.
- 南満州鉄道株式会社調査部編 (1943), 『北支那の農業と経済 下巻』, 日本評論社版.
- 毛里和子 (1973), 「江西ソビエト期の土地革命——査田運動を生み出したもの 査田運動が残したもの」, 『アジア研究』19巻第4号, 50-78頁.

中国語

- 陳益元 (2006), 『革命與鄉村——建国初期農村基層政權建設研究 以湖南省醴陵県為個案: 1949~1957—』, 上海社会科学院出版社.
- 董志凱 (1987), 『解放戦争時期的土地改革』, 北京大学出版社.
- 方慧容 (2001), 「歴史記憶與中国基層社会」(楊念群主編『空間・記憶・社会転型“新社会史”研究論文精選集』, 上海人民出版社, 第三篇).

- 阜平県地方誌編纂委員会編(1999),『阜平県誌』,方誌出版社.
- 河野正(2015),「能否實現中国史的奶酪與蛆虫?——從河北省昌黎県一個農民的個人史來看中共階級政策演变」,『河北師範大学学报/哲学社会科学版』第38卷第4期,15-20頁.
- 静海県誌編修委員会編著(1995),『静海県誌』,天津社会科学院出版社.
- 潞城市誌編纂委員会編(1999),『潞城市誌』,中華書局.
- 山東省五蓮県誌編纂委員会,中国人民大学出版社編(1992),『五蓮県誌』,中国人民大学出版社.
- 沈関宝(1996),「解放前の江村經濟與土地改革」,潘乃谷・馬戎主編『社区研究與社会發展』,上,天津人民出版社,321-391頁.
- 天津市地方誌編修委員会編著(2001),『天津通誌 民政誌』,天津社会科学院出版社.
- 天津市地方誌編修委員会,中国共产党天津誌編修委員会編著(2007),『天津通誌 中国共产党天津誌』,中共党史出版社.
- 徐進,楊雄威(2009),「河北新区土地改革中農村階級的劃分」,『中共党史研究』2009年第2期,117-122頁.
- 王華(2011),「1949前華北農村土改中的階級劃分標準及影響」,『濟寧学院学报』2011年第32卷第1期,83-88頁.
- 五蓮県地方史誌編纂委員会編(2009),『五蓮県誌(1989~2005)』,中共党史出版社.
- 張小軍(2003),「陽村土改中的階級劃分與象徵資本」,『中国鄉村研究』第二輯,商務印書館,96-132頁.
- 周曉虹(1998),『伝統與変遷——江浙農民的社会心理及其近代以来的嬗变』,生活・讀書・新知三聯書店.
- 英語
- William Hinton, *FANSHEN: A Documentary of Revolution in a Chinese Village*, New York, Monthly Review Press 1966.
- Edward Friedman, Paul G. Pickowicz and Mark Selden, *CHINESE VILLAGE, SOCIALIST STATE*: Yale University Press, 1991.
- Philip C.C. Huang, *The Peasant Family and Rural Development in the Yangzi Delta, 1350-1988*. Stanford: Stanford: Stanford University, 1990.
- , *Rural Class Struggle in the Chinese Revolution, Modern China*, Vol. 21, No. 1, 1995, 105-143.
- Roderick MacFarquhar and John K. Fairbank, *The emergence of revolutionary China, 1949-1965*, Cambridge University Press, 1987.
- , *Revolutions within the Chinese Revolution, 1966-1982*, Cambridge University Press, 1991.

About the Implementation of Classification in the Modern Chinese Village:
the Implementation of Economical Criteria are mainly discussed (From 1948
to the Beginning of the 1950s)

NAKAI Akira*

Abstract

This article reports the implementation of classification in the rural north China from 1948 to the beginning of the 1950s. "Classification" was the idea that Chinese Communist Party introduced into Chinese Village. This idea could classify enemies and friends. Chinese Communist Party implemented classification in Chinese village, and classified peasants individually into landlord, rich peasant, well-to-do middle peasant, middle peasant, poor peasant, and farm laborer. If someone was classified as landlord, he was struggled and expropriated his property. If someone was classified as middle peasant, he was able to own original property. If someone was classified as poor peasant or farm laborer, he received the property. Because classification decided each peasant's fate politically and economically, peasants were interested in the classification. Class status was classified according to the economical criteria, that is to say, means of production (land and farm implements in the village), and the rate of exploitative income to a gross income a year, and whether someone worked or not. Proceeding studies pointed out that all of these criteria were not used strictly. In proceeding studies, the causes that the rate of exploitative income was not used by rule and didn't work well were studied. This article mainly studies the actual situation of implementation of the economical criteria.

Keywords

Classification, Land Reform, Class Status, Economical Criteria, Rural North China, The Rate of Exploitative Income, The Wage Labor, Land

* Correspondence to: NAKAI Akira
Part-time lecturer, Kyoto Pharmaceutical University
5, Misasaginakauchi-cho, Yamashina-ku, Kyoto City, Kyoto 607-8414, Japan
E-mail: naka_aki575757@yahoo.co.jp

